

令和 8 年 1 0 月 8 日

土木部河川公園課

江東区立都市公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

指定管理者による公園管理の範囲の柔軟化に係る国の通知を踏まえ、指定管理者が行う業務に、都市公園法に規定する仮設工作物の定型的な占用許可に関する業務を追加するとともに、若洲公園のリニューアル工事後における次期指定管理（令和 9 年 4 月開始）に対応するため、条例の一部を改正する。

2 改正概要

(1) 指定管理者に行わせることができる業務の追加

都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する仮設工作物のうち、公園の設置目的の範囲内で設けられるものに係る定型的な占用許可等の業務を追加する。

(2) 指定管理者が収受できる利用料金の追加

指定管理者が行う占用許可に伴う占用料を、指定管理者が収受できる利用料金に追加する。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

4 改正内容

新旧対照表のとおり

江東区立都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 (略) 第1条～第24条 (略) (指定管理者による管理) 第25条 (略) 2 <u>前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</u> (1)～(3) (略) (加える) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> (利用料金等) 第26条 区長は、指定管理者が管理する公園において第12条に規定する行為を行う場合の使用料及び有料公園施設の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。 2 利用料金は、別表第2及び別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。 (指定管理者による利用の承認等) 第27条 指定管理者が公園又は有料公園施設の管理を行う場合における第12条、第13条、第20条から第22条まで、第30条及び第31条の規定の適用については、第12条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」	目次 (略) 第1条～第24条 (略) (指定管理者による管理) 第25条 (略) 2 <u>区長は、指定管理者に次に掲げる業務を行わせることができる。</u> (1)～(3) (略) (4) <u>法第7条第1項第6号に規定する仮設工作物のうち当該公園の設置目的の範囲内で設けられるもの（以下「仮設工作物」という。）を設ける公園の占有に係る定型的な法第6条第1項又は第3項の許可（法第8条の規定により当該許可に条件を付することを含む。）に関すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</u> (利用料金等) 第26条 区長は、指定管理者が管理する公園において第12条に規定する行為を行う場合の使用料、<u>法第6条第1項の規定による公園の占有（前条第2項第4号に規定する占有に限る。）をする場合の占有料及び有料公園施設の利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者にその収入として収受させることができる。</u> 2 利用料金は、別表第2、<u>別表第3</u>及び別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。 (指定管理者による利用の承認等) 第27条 指定管理者が公園又は有料公園施設の管理を行う場合における第12条、第13条、第20条から第22条まで、第30条及び第31条の規定の適用については、第12条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」

とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「別表第2に定める使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第20条第3項中「区長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、区長の承認を得て」と、第21条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第22条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「別表第6に定める使用料」とあるのは「別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第30条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条各号列記以外の部分中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第1号中「使用者、占用者」とあるのは「使用者」と、「使用し、占用し」とあるのは「使用し」と、同条第2号中「使用者、占用者」とあるのは「使用者」と、「使用、占用」とあるのは「使用」と、同条第3号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第31条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(加える)

とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「別表第2に定める使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第20条第3項中「区長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、区長の承認を得て」と、第21条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第22条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「別表第6に定める使用料」とあるのは「別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第30条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第1号中「使用者、占用者」とあるのは「使用者」と、「使用し、占用し」とあるのは「使用し」と、同条第2号中「使用者、占用者」とあるのは「使用者」と、「使用、占用」とあるのは「使用」と、同条第3号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第31条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 指定管理者が第25条第2項第4号に規定する業務を行う場合における第16条、第18条、第19条、第30条及び第31条の規定の適用については、第16条及び第18条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第19条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「別表第

第 28 条～第 41 条 (略) 別表第 1・別表第 2 (略) 別表第 3 (第 19 条関係) (略) 別表第 4～別表第 8 (略)	<u>3 に定める占用料」とあるのは「別表第 3 に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第 2 項中「占用料」とあるのは「利用料金」と、第 30 条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第 1 号中「使用者、占用者又は利用者」とあるのは「占用者」と、「使用し、占用し、又は利用」とあるのは「占用」と、同条第 2 号中「使用者、占用者又は利用者」とあるのは「占用者」と、「使用、占用又は利用」とあるのは「占用」と、同条第 3 号中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第 31 条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u> 第 28 条～第 41 条 (略) 別表第 1・別表第 2 (略) 別表第 3 (第 19 条、第 26 条関係) (略) 別表第 4～別表第 8 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 この条例による改正後の江東区立都市公園条例第 25 条第 2 項第 4 号に規定する業務に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
--	--